

## 管理者等の要件について（概要）

管理者、児童発達支援管理責任者、児童指導員等に就任するには、資格等の要件を満たすことが必要になります。

### 1 管理者

管理者に必要な要件は、下記のいずれかに該当することです。

- (1) 社会福祉主事任用資格を有する者
  - (2) 社会福祉事業に2年以上従事した者
  - (3) その他規則で定める者
    - ① 次のいずれかの事業に2年以上従事した者
      - A 病院又は診療所
      - B 介護保険法第8条又は第8条の2に規定する事業又は施設
      - C 特別支援学校又は特別支援学級
      - D 児童相談所、身体障害者更生相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、福祉事務所、保健所
      - E 独立行政法人国立重度知的障害者総合支援施設のぞみの園
      - F その他市長が特に認める事業又は施設
    - ② 社会福祉施設長資格認定講習課程修了者
- ※岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年岡山市条例第79号）及び岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岡山市規則第92号）

### 2 児童発達支援管理責任者

新たに児童発達支援管理責任者に就任するために必要な要件は、下記(1)(2)(3)の要件全てを満たすことです。

- (1) 別に定める実務経験を満たしていること
- (2) サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修（基礎研修＋実践研修）を受講していること
- (3) 相談支援従事者初任者研修（講義部分）を受講していること

※(2)について、基礎研修受講時点で実務要件を満たしている者は、基礎研修終了後3年間は実践研修を受講していなくてもサービス管理責任者等とみなす経過措置あり（令和元年度～令和3年度の基礎研修修了者が対象。）。

※実践研修修了後、5年毎にサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修の受講が必要。更新には所定の要件あり（現任者であること又は直近5年以内に2年以上の就任実績があること）。

※障害児通所支援又は障害児入所支援の提供の管理を行う者として厚生労働大臣が定めるもの（平成24年厚生労働省告示第230号）

### 3 児童指導員

児童指導員に必要な要件は、下記のいずれかに該当することです。

- (1) 児童福祉施設職員の養成学校を卒業した者
- (2) 社会福祉士の資格を有する者
- (3) 精神保健福祉士の資格を有する者
- (4) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (5) 大学の学部で、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者
- (6) 大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (7) 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者
- (8) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者等であって、2年以上児童福祉事業に従事したもの
- (9) 幼稚園、小学校、中学校、高等学校又は中等教育学校の教諭となる資格を有する者であって、市長が適当と認めたもの
- (10) 3年以上児童福祉事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの

※岡山市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年岡山市条例第96号）

### 4 機能訓練担当職員

機能訓練担当職員に必要な要件は、下記のいずれかの資格を有し、日常生活を営むのに必要な機能訓練を行う能力を有するものです。

- (1) 理学療法士
- (2) 作業療法士
- (3) 言語聴覚士
- (4) 心理指導担当職員等（臨床心理士、認定心理士、学校心理士、公認心理師）

※岡山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岡山市規則第92号）

## 5 訪問支援員（保育所等訪問支援）

訪問支援員は、下記のいずれかの資格を有し、障害児支援に関する知識及び相当の経験及び集団生活への適応のため専門的な支援の技術を有するものです。

- (1) 児童指導員
- (2) 保育士
- (3) 理学療法士
- (4) 作業療法士
- (5) 心理指導担当職員等（臨床心理士，認定心理士，学校心理士，公認心理師）

※岡山市指定通所支援の事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年岡山市規則第92号）

サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者として業務に従事する者の実務経験について

| 業務範囲                          | 業務内容等    | 年数  |                    |
|-------------------------------|----------|---|--------------------|
| 障害児者の保健、医療福祉、就労、教育の分野における支援業務 | ① 相談支援業務 | I 地域生活支援事業（相談支援事業）、障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業に従事する者  | 5年以上<br>かつ<br>183年 |
|                               |          | II 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者社会復帰施設、知的障害者更生相談所、福祉事務所、発達障害者支援センターの従業者  |                    |
|                               |          | III 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者   |                    |
|                               |          | IV 障害者職業センター、障害者就業・生活支援センターの従業者   |                    |
|                               |          | V 学校（大学を除く。）の従業者  |                    |
|                               |          | VI 病院若しくは診療所の従業者のうち、次のいずれかに該当する者<br>（1）社会福祉主事任用資格を有する者<br>（2）訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者<br>（3）国家資格等※を有する者<br>（4）上記1から5に掲げる施設等における相談支援業務に従事した期間が1年以上ある者                                |                    |
|                               |          | VII 老人福祉施設、救護施設、更生施設、介護老人保健施設、地域包括支援センターの従業者  |                    |
|                               | ② 直接支援業務 | I 障害児入所施設、助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童厚生施設、児童家庭支援センター、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、障害者支援施設の従業者  | 8年以上<br>かつ<br>183年 |
|                               |          | II 障害児通所支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業、障害福祉サービス事業の従業者 |                    |
|                               |          | III 病院、診療所、薬局、訪問看護事業所の従業者   |                    |
|                               |          | IV 学校（大学を除く。）の従業者   |                    |
|                               |          | V 老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床関係病室、老人居宅介護等事業、特例子会社、助成金受給事業所の従業者   |                    |
|                               | ③ 有資格者等  | I 上記②の直接支援業務に従事する者で、次のいずれかに該当する者<br>（1）社会福祉主事任用資格を有する者<br>（2）介護職員初任者研修に相当する研修修了者<br>（3）保育士<br>（4）児童指導員任用資格者<br>（5）精神障害者社会復帰指導員任用資格者   | 5年以上               |
|                               |          | II 上記①（VIIを除く。）、②（Vを除く。）、③-Iの期間が通算して3年以上従事する者で、国家資格等※による業務に5年以上従事している者  |                    |

① 相談支援業務

身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務その他これに準ずる業務

② 直接支援業務

身体上若しくは精神上の障害がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務その他職業訓練又は職業教育に係る業務

※ 国家資格等

医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師、栄養士（管理栄養士を含む）、精神保健福祉士

(注) 実務経験及び日数換算について

1年以上の実務経験とは、業務に従事した期間が1年以上であり、かつ、実際に業務に従事した日数が1年あたり180日以上あることをいうものとする。

例えば5年以上の実務経験であれば、実務に従事した期間が5年以上であり、かつ実際に業務に従事した日数が900日以上であるものをいう。